

議会運営委員会

令和4年8月30日（火）

午前9時59分開会

○三鬼副委員長　おはようございます。

ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

本日の主たる議題は、令和4年第3回尾鷲市議会定例会についてでございます。

会議に先立ちまして、報告がございます。南委員長は所用のため欠席でございます。よって、尾鷲市議会委員会条例第12条に基づきまして、副委員長である私が委員会委員長として職務を行わせていただきますので、御理解ください。会議運営に御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、最初に、市長より挨拶をいただきたいと思えます。

○加藤市長　おはようございます。

本日は令和4年第3回の定例会のための議会運営委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に上程いたします議案につきましては、議案第45号、尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正についてから、議案第57号、尾鷲市教育委員会委員の任命についての議案13件でございます。

議案の内訳といたしましては、条例の一部改正が2件、補正予算及び決算関係の議案が9件、その他1件と、尾鷲市教育委員会委員の任命についての同意案件が1件でございます。

また、報告第7号、専決処分事項について（和解及び損害賠償の額の決定）から、報告第9号、公益財団法人尾鷲文化振興会の令和3年度事業報告及び決算についてまでの報告が3件でございます。

これら提出議案の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○三鬼副委員長　それでは、提出議案につきまして、総務課より詳細について御説明、議案第13件、報告3件について報告を願いたいと思えます。

○竹平総務課長　それでは、今回提出しております議案等について御説明をさせていただきます。

議案書の1ページを御覧ください。

通知をさせていただきます。

議案第45号、尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正についてにつきましては、最近の物価の変動等に鑑み、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常はがき等の作成の公営に関する経費に係る限度額の引上げなど、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布、施行されたため、本市条例における選挙運動用ビラの作成及びポスターの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるため条例の一部を改正するものでございます。

次に、3ページ、議案第46号、尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてにつきましては、令和4年10月1日施行の地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児休業を原則2回まで取得できるようになったことから、あらかじめ育児休業を2回取得する計画を申し出る必要がなくなったことに伴う、育児休業等計画書等の廃止をするほか、非常勤職員における育児休業の取得要件の緩和として、非常勤職員の子の出生の日から57日間の末日から6か月を経過する日までに引き続き採用され、または更新の見込みがある場合は、出生後57日間の育児休業を取得することが可能とすること及び非常勤職員の子が1歳到達日以降において、夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするなど、妊娠・出産・育児等と仕事の両立を支援するための措置として、条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、7ページの議案第47号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決についてから、10ページの議案第50号、令和4年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の議決についてまでの4議案につきまして、別冊の一般会計補正予算（第6号）主要事項説明にて御説明させていただきます。

お手元に配付の一般会計補正予算（第6号）主要事項の1ページを御覧ください。
通知をさせていただきます。

今回の補正につきましては、予算集計表にありますとおり、一般会計で3億9,030万4,000円、特別会計の国民健康保険事業会計で1,651万7,000円、後期高齢者医療事業会計で569万3,000円を歳入歳出それぞれに追加するものでございます。

また、企業会計の病院事業会計では、歳入を1億4,342万円、歳出を1億4,433万7,000円それぞれ減額するものでございます。

次ページを御覧ください。

一般会計の歳入でございますが、主なものといたしまして、9款地方特例交付金189万5,000円の増額は、交付額の確定によるものでございます。

10款地方交付税5,437万8,000円の増額は、普通交付税の交付額の確定によるものでございます。

次に、14款国庫支出金1,375万1,000円の増額は、戸籍システム改修業務に対する社会保障・税番号システム整備費補助金929万7,000円及び母子生活支援施設入所措置費国庫負担金163万5,000円の増額が主なものでございます。

15款県支出金112万円の増額は、母子生活支援施設入所措置費県負担金81万8,000の増額が主なものでございます。

次に、18款繰入金573万9,000円の増額は、みえ森と緑の県民税市町交付金基金繰入金249万円及び国民健康保険事業会計繰入金235万円の増額が主なものでございます。

19款繰越金3億3,912万1,000円の増額は、令和3年度決算に伴う繰越金でございます。

21款市債2,570万円の減額は、各事業に対する過疎債等の充当額の増減及び臨時財政対策債借入可能額の確定による2,850万円の減額が主なものでございます。

次ページは歳出でございます。

款別の補正額につきましては、一覧表に記載のとおりでございます。

このうち主なものにつきまして、次の4ページで御説明をさせていただきます。

まず、各款共通の人件費につきましては、その他特別職の報酬で、国民生活基礎調査員の報酬6万5,000円の追加でございます。

次に、総務費ですが、主なものとして、一般管理費では、個人情報ファイル簿追加支援業務委託料104万5,000円の追加、また、財産管理費は、基金積立金として、財政調整基金積立金2億1,744万6,000円の積立てのほか、記載のとおり、前年度の基金充当事業の精算に伴う、それぞれの基金への積み戻し等でございます。

また、戸籍住民基本台帳費は、戸籍システム改修業務委託料929万8,000円の追加でございます。

次に、民生費は、各事業の前年度精算金のほか、児童措置費のうち、母子生活支援施設入所措置費327万円の増額が主なものでございます。

次に、5ページ、衛生費は、予防費で、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫負担金及び補助金の過年度精算金、6,326万3,000円の追加、塵芥収集費では、本年度中の購入ができなくなったことに伴う2トンパッカー車購入費758万1,000円の皆減、塵芥処理施設費では、燃料費の高騰に伴う清掃工場光熱水費1,058万5,000円及び清掃工場トラックスケールの故障に伴う修繕料324万5,000円の増額でございます。

次に、農林水産業費では、林道開設改良費で、法面の一部崩落に伴う林道大根須賀利線法面改良工事請負費400万円の追加。商工費は観光費で、夢古道の湯ドライサウナ修繕料165万円の追加。また、土木費では、公園費で、みえ森と緑の県民税市町交付金活用事業として、世界の椿園における立木伐採業務委託料302万1,000円の追加でございます。

次に、教育費では、教育振興費で、尾鷲小学校給食施設整備に伴う給食停止期間中の就学援助費用補助金55万3,000円の追加及びそれに伴う扶助費の減額、また、天文科学館費では、天文科学館3階ドーム空調機取替え修繕料24万2,000円の追加でございます。

公債費は、前年度の起債額及び利率の確定に伴い、元金を71万7,000円増額、利子を44万3,000円減額するものでございます。

次ページの6ページを御覧ください。

債務負担行為補正でございます。

尾鷲市斎場指定管理料及び小学校電気保安管理業務委託の追加分の2件で、期間限度額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

補正額は、歳入歳出それぞれ1,651万7,000円の追加で、歳入は、5款繰越金の増額、歳出は、1款総務費29万7,000円、6款基金積立金1,341万4,000円、8款諸支出金280万6,000円の増額でございます。

次に、8ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ569万3,000円の追加となっており、歳入は3款繰越金の増額、歳出は2款広域連合負担金550万6,000円、3款諸支出金18万7,000円の増額でございます。

続きまして、9ページを御覧ください。

病院事業会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

収益的収入及び支出の収入では、医業収益で入院外来患者数の減等により7億1,923万1,000円の減額、医業外収益5億7,581万1,000円の増額は、新型コロナ対策事業補助金の増額等でございます。

支出では、医業費用で材料費等の減額及び光熱水費増額等により1億2,923万3,000円の減額、医業外費用で控除対象外消費税の減額等により1,510万4,000円の減額でございます。

次に、債務負担行為補正は、追加1件で、内容は、給食業務委託、期間及び限度額につきましては、記載のとおりでございます。

補正予算関連の議案の説明は以上でございます。

次に、議案書に戻りまして、11ページを御覧ください。

通知をさせていただきます。

議案第51号、令和3年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、13ページの議案第53号、令和3年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの3議案につきましては、いずれも地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第54号、令和3年度尾鷲市病院事業会計決算の認定についてと、議案第55号、令和3年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についての2議案につきましても、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

また、決算に係る歳入歳出決算主要説明書、決算参考資料主要施策の成果及び実績報告書、決算審査意見書等につきましては、タブレットに掲載しておりますので、御参照ください。

次に、議案書の16ページを御覧ください。

議案第56号、工事請負契約について（折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事）につきましては、本年8月10日付で仮契約を締結しているところであり、本請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、17ページを御覧ください。

議案第57号、尾鷲市教育委員会委員の任命についてにつきましては、森下龍美氏の任期が本年9月30日に任期満了となることから、人格が高潔で教育及び文化に関し識見を有している森下龍美氏を引き続き教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

次ページに経歴等を掲載しております。

次に、議案書の19ページを御覧ください。報告第7号、専決処分事項について（和解及び損害賠償の額の決定）につきましては、市道上の事故による和解及び損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、議案書の22ページを御覧ください。

通知をさせていただきます。

報告第8号、令和3年度健全化判断比率及び令和3年度資金不足比率の報告についてにつきましては、本市の令和3年度決算について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告させていただくものであり、23ページのとおり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率においていずれも早期健全化基準を下回っており、また、公営企業においても各会計とも資金不足は生じておりません。

次に、議案書の24ページ、報告第9号、公益財団法人尾鷲文化振興会の令和3年度事業報告及び決算についてにつきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別冊のとおり報告するものでございます。

以上が提出議案の説明でございます。

○三鬼副委員長 ありがとうございます。

ただいま、総務課より、議案13件、報告3件について、明細表も併せまして御説明をいただきました。

これらにつきましては、本会議に上程され、審査されるということの上で、もし御質問がございましたら、よろしくお願いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼副委員長 なしということで、以上で、提出議案については、これで終わりたいと思います。

なお、報告3件につきましては、委員会付託がないことから、本会議での質疑ということになりますので、御了承願いたしたいと思います。

続きまして、会期及び議事日程（案）について議会事務局より御説明願います。

○高芝議会事務局長　それでは、会期及び議事日程（案）について説明させていただきます。

会期は、9月6日火曜日から9月29日木曜日までの24日間でございます。

会議はいずれも午前10時開会とさせていただきます。

9月6日に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期決定の後、議案上程、提案説明、審議留保、これは先ほど執行部から説明がございました議案第45号、尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正についてから、議案第55号、令和3年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についての計11議案についてでございます。

次に、議案第56号、工事請負契約について（折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事）につきましては、議案上程、提案説明、質疑、委員会付託の後、本会議を休憩いたしまして、行政常任委員会を開催していただき、当該議案を審査していただきます。委員会終了後に本会議を再開し、委員会における審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論の後、採決を行っていただきます。

次に、議案上程、提案説明、質疑、討論、採決、これは議案第57号、尾鷲市教育委員会委員の任命についての人事案件についてでございます。こちらは後ほど、委員会付託を省略する取扱いでよろしいか、御協議のほうをお願いしたいと思います。

続きまして、報告、質疑、これは報告第7号、専決処分事項について（和解及び損害賠償の額の決定）から、報告第9号、公益財団法人尾鷲文化振興会の令和3年度事業報告及び決算についての報告3件についてでございます。

次に、翌9月7日水曜日から9日金曜日までは議案調査、10日、11日は土日のため休会となります。12日月曜日午前10時より本会議を再開していただきまして、9月6日に上程、提案されております議案に対する質疑の後、常任委員会に付託していただき、その後、一般質問に入っていただきます。

15日木曜日から土日等を挟みまして27日火曜日まで行政常任委員会を開催していただき、付託議案及び所管事項の審査を行っていただきます。

28日水曜日は予備日とし、29日木曜日午前10時から本会議を再開していただきまして、付託議案の委員会における審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、閉会となる予定でございます。

委員長、続けて、事項書3番から5番まで説明させていただいてよろしいでしょうか。

○三鬼副委員長　　お願いいたします。

○高芝議会事務局長　　それでは、引き続きまして、各発言通告書の提出期限、こちらのほうを説明させていただきます。

事項書3番目の一般質問発言通告書提出期限につきましては、申合せによりまして、9月7日水曜日の午前11時まで、次に、議案質疑発言通告書提出期限は、議案第56号、第57号及び報告第7号から第9号につきましては、9月5日月曜日の午前11時、その他の議案につきましては、9月7日水曜日の午前11時まで、次に、討論発言通告書提出期限は、議案第56号及び第57号につきましては、9月5日月曜日の午前11時、その他の議案につきましては、9月28日水曜日の午前11時までとさせていただきます。

また、ただいま議案付託表（案）のほうを通知させていただきましたので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○三鬼副委員長　　先ほど局長のほうより、会期及び議事日程案について、及びその他の一般質問、通告等について御説明がございました。

これらにつきまして、御質問ございましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼副委員長　　なしということで。

特に、一般質問につきましては、先ほど通告書の形が議会運営委員会で議論され、そして全協でも報告があって、全体で変更を行いましたので、よろしくお願いいたします。

また、できましたら、一般質問等と執行部とよくかみ合うように、議会運営委員会の議論をひとつよろしくお願いいたします。

議案第57号について、尾鷲市教育委員会委員の任命についてなのですが、これは、私のほうから、説明したらいい。

これまで人事案件ということで、委員会付託を省略する形で扱っておりましたが、これまでのように、慣例のようにこれでいいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼副委員長　　分かりました。

じゃ、そういうことで、議案第57号、尾鷲市教育委員会委員の任命についまし

ては、委員会付託を省略して、本会議で質疑、討論、採決という形を取らせていただきたいと思います。以上ですね。

すみません。行政常任委員会における決算関連議案に係る説明員の出席について、総務課長より説明をお願いします。

○竹平総務課長 行政常任委員会における、決算予算関連議案に係る説明員の出席予定でございますが、これまでと同じように市長と副市長を除く、担当課長等で対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

ただし、決算審査意見書の総評のみ、市長、副市長においては出席ということで、取扱いのほうをよろしくお願いいたします。

○三鬼副委員長 先ほど総務課長より説明がございましたが、これでいいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼副委員長 じゃ、以上です。

すみません、怠らぬ進行で申し訳ございません。

以上で、議会運営委員会における審査事項は全て終わりました。

これで閉会いたしたいと思います。ありがとうございました。

(午前10時22分 閉会)